丹波市手話施策推進方針

丹波市丹（まごころ）の里手話言語条例（平成27年丹波市条例第45号。以下「手話言語条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、丹波市における手話施策を具体的に進めるため『丹波市手話施策推進方針』（以下「本方針」という。）を次のとおり定めます。

１　目　的

本方針は、手話が言語であるという認識のもと、市民に手話への理解を広げ、手話を普及することで、手話を必要とするすべての市民が、あらゆる生活の場面で手話による情報取得や意思疎通ができることにより、自立した日常生活を営み、社会参加をし、安心して暮らすことができる地域社会を実現するための具体的な方策を講じることを目的に策定します。

２　推進目標

『手話（しゅわ）でつながる 丹（まごころ） の里（さと）　たんば』をめざして

本方針の目的の達成に向け、手話を必要とするすべての市民が、音声言語による情報を手話で取得し、そして、自らの情報や意思、気持ちを手話で伝えることのできる生活環境をつくっていくことが大切です。

丹波市では、市民一人ひとりが手話によって心がつながり、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、『手話でつながる丹の里たんば』を手話施策の推進目標に掲げ、必要な施策を進めます。

３　推進施策

（１）　手話の理解促進及び普及を図るための施策

手話を必要とする市民が、安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、市民の手話への理解が必要となります。

市では、市民が、手話について理解を深め、手話を広く普及させるための施策を実施します。

【実施施策】

①　手話言語条例や本方針について、広報誌や市のホームページ等により市民へ広く周知啓発します。

②　地域で『きこえない』『きこえにくい』ことによる社会的障壁及び手話への理解を促進することや、手話に触れるきっかけづくりとして、自治会、民間事業者、学校（PTA）等への『出前手話教室』の開催や啓発活動を行います。

③　明日を担う子どもたちが音声言語と同じように手話をコミュニケーションの重要な手段として理解するよう手話に親しみ、触れ合う機会を提供します。

・子どもたちが手話に親しむための『手話教室』等

（２） 手話による情報取得及び手話が使いやすい環境づくりのための施策

市及び公共機関や民間事業者等が発信する音声言語による情報について、ろう者にも情報の提供が保障される必要があります。

ろう者への情報提供を保障するため、手話による情報提供ができる環境づくりを進めていきます。

【実施施策】

① 手話通訳者派遣事業を継続して実施し、意思疎通支援を行います。

② 多くの市民が手話を学び、手話が使いやすい環境をつくるため次の講座を実施します。

・手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）

③ 市の窓口において、手話や情報通信技術（ICT）を活用し、手話を必要とする市民が円滑に行政情報を取得できる環境の整備を推進します。

④ 手話は言語であるとの認識に基づき、市役所内での合理的配慮を推進していきます。

・市主催の会議、イベント等での手話通訳者等の配置。

・情報保障の必要性や適切な配慮についての周知。

⑤ 緊急時において、手話を必要とする市民が必要な情報の取得や発信ができる仕組みを構築します。

⑥ 民間事業者等に対し、手話への理解と合理的配慮の提供に関する啓発活動を推進します。

（３） 手話通訳者の配置又は派遣等意思疎通支援のための施策

手話通訳者は、手話を必要とする市民が、手話による情報取得や意思疎通を行う上で、情報や意思を正確に伝えるという重要な役割を担っています。

市は、手話を必要とする市民が、生活のあらゆる場面で手話による意思疎通支援が受けられるよう、手話通訳者の役割を十分に認識し、手話通訳者の確保及び通訳技術向上を図る施策を実施します。

【実施施策】

① 登録手話通訳者現任研修を実施し、手話通訳者の技術及び知識向上を図ります。

② 手話通訳者養成講座（通訳Ⅰ、通訳Ⅱ）を実施し、登録手話通訳者の養成をします。

③ 手話通訳者全国統一試験対策講座を実施し、丹波市登録手話通訳者の増加を図ります。

４ 施策の評価・検証

（１） 毎年度、本方針に基づく施策について、短期的に実施するものと中長期的に取り組んでいくものを明確にしながら、それぞれの施策の推進状況を調査し評

価・検証します。

（２） 各施策の評価・検証の結果、必要に応じて施策の見直しや新たな施策を実施します。

５　本方針の評価・検証及び推進に係る体制

本方針に示す施策の評価・検証及び推進は、丹波市手話施策推進協議会が行うものとし、その事務局は丹波市福祉部に置きます。